

菊水区長 様

新十津川町長 熊 田 義 信
(公印省略)

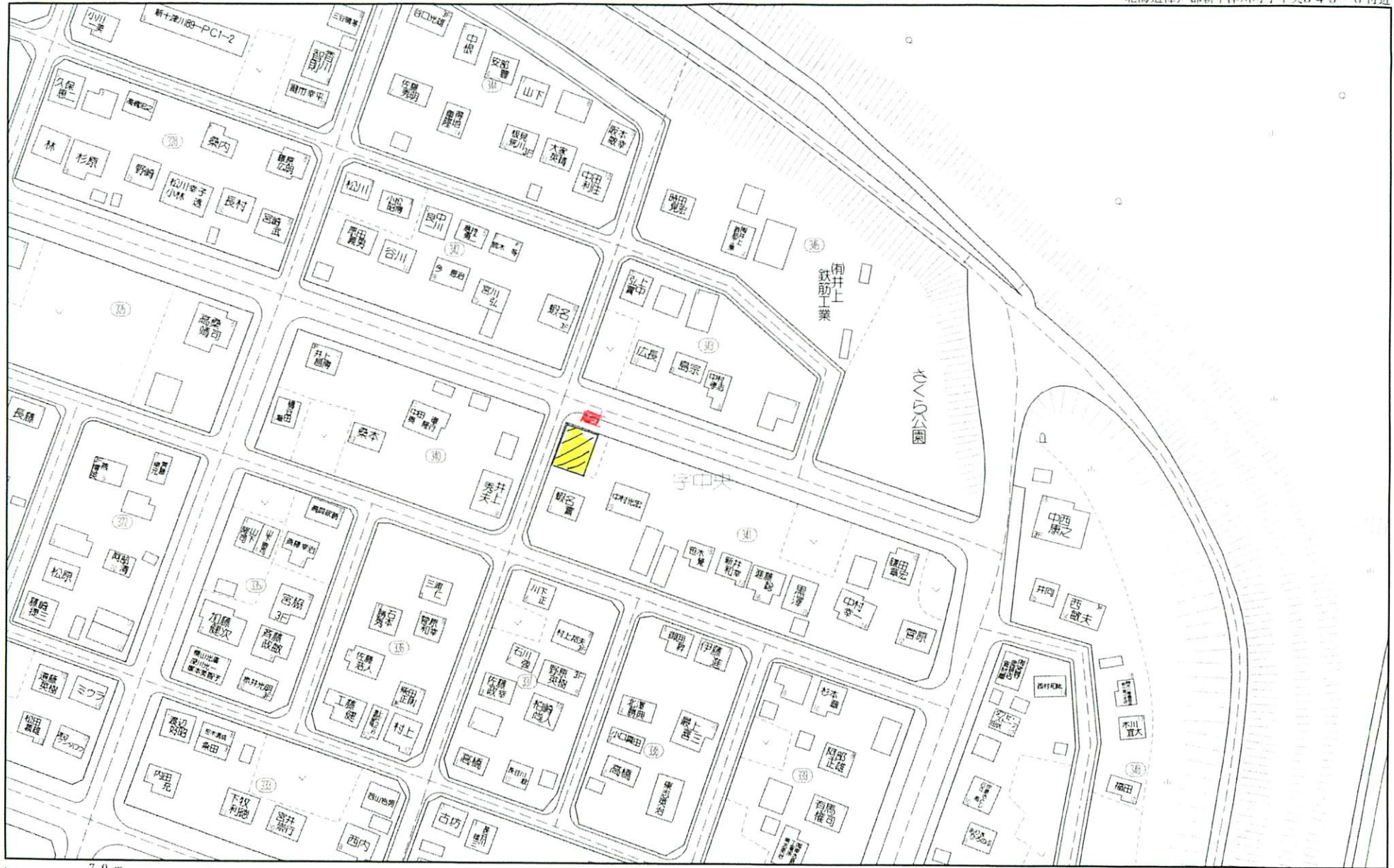
新十津川町道の交通規制について

道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき、次のとおり新十津川町道の交通規制を行いますので通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 路 線 名 | 菊水団地 2 号通り |
| 2 | 規 制 区 間 | 別図のとおり |
| 3 | 規 制 内 容 | 片側交互通行 |
| 4 | 規 制 期 間 | 令和 2 年 6 月 15 日 から 令和 2 年 7 月 13 日 まで
8 時 00 分 から 18 時 00 分 まで（夜間開放）
土日、祝日の交通規制は原則なし
(ただし、作業進捗により規制する場合があります。) |
| 5 | 規 制 理 由 | 住宅新築工事に伴うクレーン車設置のため |
| 6 | 申 請 者 | 旭川市近文町 25 丁目 999-10
(有)井上クレーン
代表取締役 井 上 恭 担
担当者 井 上 恭 担
連絡先 0166-55-0790 |
| 7 | そ の 他 | アウトリガーの接地点を陥没させないように、十分に注意すること。 |

〔 担当 建設課土木グループ 佐藤・板倉
電話：0125-76-2139 FAX：0125-76-2785 〕



70 m

配置図

道路片側交互通行

作業時間 8:00 ~ 18:00 (時間外開放)

看板・仮歩道設置 交通誘導員配置

アウトリガーの下には敷鉄板を敷きます。

